

警察・商工労働委員会記録

- 1 期 日 平成21年6月18日（木）
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 東 保幸
副委員長 中村道徳
委 員 金口 巖、栗原俊二、下原康充、門田峻徳、中本隆志、
大曾根哲夫、宇田 伸、平 浩介

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[警察本部]

警察本部長、総務部長、総務課長、会計課長、警務部長、警務課長、生活安全部長、生活安全企画課長、地域部長、地域課長、刑事部長、刑事総務課長、交通部長、交通企画課長、警備部長、公安課長

[商工労働局]

商工労働局長、立地政策審議官、総務管理部長、商工労働総務課長、労働福祉課長、雇用人材確保課長、職業能力開発課長、雇用基金特別対策プロジェクト担当課長、産業振興部長、産業技術課長、新産業課長、経営支援課長、金融課長、企業立地課長、観光課長

[労働委員会事務局]

事務局長、事務局次長、総務調整課長

6 報告事項

[警察本部]

- (1) 平成21年広島県議会6月定例会提案見込事項等
- (2) 広島県道路交通法施行細則の一部改正について

[商工労働局・労働委員会事務局]

- (3) 平成21年広島県議会6月定例会提案見込事項等
- (4) 平成20年度指定管理者制度導入施設の管理運営状況について
- (5) 広島県経済の動向

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時36分
- (2) 記録署名委員の指名

[警察本部関係]

- (3) 質疑・応答

○質疑（金口委員） 広島県東部運転免許センターの今後の運用につきまして、今回提案されております議案とは離れたところで質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

先ほど、総務部長からも御説明がありました東部運転免許センターの前を、きのう、車で通る機会がございまして、今まで覆われておりましたネットも含め全部取られて、東部運転免許センターという看板がかけてございました。資料を見させていただきますと、もう少しすると庁舎の引き渡しを受けるということで、もう完成かなと考えているところであります。

私が質問させていただきますのは、東部運転免許センターが、本年11月に業務開始をされるわけでありましたが、現在の考え方によりますと、東部運転免許センターからおおむね15キロの範囲の福山東署、福山西署、それから尾道署の3署が東部運転免許センターで免許の更新等の手続を行うということになっています。現在3署の運転免許の保有者数というのは、スタート時点ですからそんなには多くはないと思っておりますが、広島県運転免許センターを例にとりて考えてみますと、広島県運転免許センターは平成10年に供用開始され、最初は広島市内を対象の中心にして運転免許の更新業務を行っていましたが、平成20年には安芸太田町等、北部も含めて、その範囲は随分拡大されたとお聞きいたしております。

東部運転免許センターの場合は、先ほど言いましたように、3署での運用開始ということでございますが、やはり、将来的にはその周辺地域も対象にするという考え方が警察の方にもあるのではないかと考えているわけです。尾道市内の中でも、今回の東部運転免許センターの運用開始に当たっては、いろいろな立場の人が賛否両論を含めながら、いろいろな発言をされております。それはさておきまして、業務開始後の東部運転免許センターのあり方をどのように考えておられるのか、先ほど言いました管轄範囲の拡大というのもあるのかどうなのか、将来的な課題といえはそれだけではありますけれども、お考えをお尋ねしてみたいと思います。

○答弁（交通部長） 広島県東部運転免許センターにつきましては、先ほど総務部長が説明しましたけれども、ことしの11月1日に開所、開業予定で整備を進めているところであります。まだ具体的にスタートをしておりませんので、現時点で、先ほど来、委員が言われるように、エリアの見直しについては特に考えておりません。ただし、先ほどおっしゃられたように、広島市域での管轄エリア拡大の先例もございしますので、そういったものは当然に参考にしてまいりたいと考えております。

○質疑（金口委員） 現状では、当然そうでしょうけれども、広島の運用状態を見てということは、それを素直にとりますと、将来的には拡大もあるということが含まれているのだなと思ってお聞きしましたが、それは少し踏み込み過ぎでしょうか。

○答弁（交通部長） 現時点でまだ始まっておりませんので、そこは何とも言いがたいのですけれども、現在のところ、始める前から管轄エリアをどうこうすること等は考えておりませんので、その点御理解いただければと思います。

○質疑（栗原委員） 道路交通法の施行細則の一部改正について、お尋ねしたいと思います。

まず、駐車禁止除外指定車標章制度における交付基準改正でございます。

この件につきましては、私も2月の委員会で質問をさせていただきましたが、7月1日から施行されるということで、私も非常に喜んでいるところでございます。

今回の改正内容は、下肢障害並びに、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の改正になるわけですけれども、これによって対象者数はどの程度拡大をすることになるのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（交通部長） 新たに駐車禁止除外の対象となられる方は、下肢障害の方と移動機能障害の方と合わせまして約3,000人となります。

○要望・質疑（栗原委員） 3,000人すべての方々申請するかどうかは別として、こういう形で拡大をされたということはいいことだと思います。

これにつきましては、2月の委員会のお伺いした点ですけれども、今回、身体障害者団体等との対話の機会を設けたということにつきましては、私は非常に評価をしております。

こういう形の制度でございますので、やはり対象者となる方々の意見をしっかり伺った上でやっていくという姿勢で、ぜひ今後とも進めていただければと思っておりますので、どうかよろしくお伺いをしたいと思います。

続いてもう1点、自転車の乗車人員に係る改正でございます。これも4月の委員会のお伺いをさせていただいた内容でございます。本年7月1日からこういう規定に変わるというお話でした。

4月の委員会のお伺いしたときにも、この件についてお伺いをしたと思うのですが、
「幼児2人同乗用自転車」検討委員会の経過報告書を見ますと、いろいろと課題等もあり、指摘をしておられます。

まず、この普及に向けた対策として、この幼児2人同乗用自転車の開発、普及を実現・促進するためには、子育て中の若い世代に自転車の買い換えを進めなければならない。そういうことを考えますと、メーカー側の努力に期待するだけでなく、助成制度やレンタル制度などによる自治体等の取り組みにも期待をしたいという報告書の内容になっております。

さらにその中で、具体的な例として、助成やレンタルの実施にあわせて、安全な利用に係る情報提供や講習を行うなど、既に一部の自治体で取り組みをしているようではございますが、講習を受講した者に優先的に駐輪場を利用させるといった取り組みなども行いながら、普及、安全利用の促進が望まれるという報告書の内容になっております。

それと同時に、自転車の利用者のみならず、販売店側も従来の自転車、子供乗せ専用にならざるに装着するような状態で自転車を販売することがないように注意する必要があることも指摘をしております。

この「幼児2人同乗用自転車」の普及についても、これから進めていかなければならないと思います。私が4月の委員会のお伺いしたときにも申し上げましたが、今後こういう講習会、助成制度の自治体への要望であるとか、この普及に向けた今後の対

策はどうお考えなのか、4月の委員会のとき以降、具体的に何か煮詰まったものがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○答弁（交通部長） まず、広報についてでありますけれども、先ほど説明をいたしました、改正内容の周知を図るために警察の広報紙、ホームページ、それからチラシ等を活用した広報を行うことにしております。また、報道機関への素材提供も行っているところであります。今後、自治体の広報紙への登載依頼も行っていくことにしております。それから、幼児2人同乗のニーズの中心というのは、やはり複数の幼児をお持ちの保護者の方であると考えられますので、こういった方を対象にした広報啓発活動も行っていきたいと思っております。

それから、自転車の安全利用のためには運転者の交通安全意識の高揚が何より重要でありまして、基本的なルールの遵守、それから同乗の幼児のヘルメットの着用もあわせて広報を行っていきたくと考えております。

それから、助成制度につきましては、確かに要件を具備した自転車は量販店で売っている自転車よりは少し高価なものになりますので、この普及のためには自治体における購入費用助成であるとか、レンタル制度の実施というところが期待させられるところでありますので、今後こうした働きかけも行っていきたくと考えております。

○要望（栗原委員） 具体的には7月1日から行われるということでありまして、現実問題は恐らく7月1日からこの形になったとしても、すぐにはそういう形でなくて、前々からの自転車を使うことが多いのではないかと思います。施行細則を改正するわけですので、そちらの方向にしっかり進んでいくように、警察本部としてしっかり推進をしてもらわなければならないだろうと思っておりますので、どうか積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時15分

[商工労働局・労働委員会事務局関係]

(4) 質疑・応答

○質疑（門田委員） 資料番号3の「広島県企業ガイドブック2010」についてお聞きしますけれども、このガイドブックには、掲載されている企業とされていない企業があります。掲載の基準を教えてください。

○答弁（雇用人材確保課長） 基本的に採用のある有名な企業には掲載させていただくようにお願いをしているところです。その中で「広島県就職情報キャラバン隊」に参加していただいている企業は掲載しておりますし、その他の企業についても、企業のPRに役立てるため、載せてくださいというところにつきましては、掲載しています。

○質疑（門田委員） 例えば、福山にはJFEスチール株式会社西日本製鉄所という非常に大きい企業があります。世界一の製鉄所があり、何十社という関連企業がありま

す。これらが全然掲載されていないのはなぜですか。

○答弁（雇用人材確保課長） 福山地域の企業についても事前にお声かけをさせていただき、御協力をお願いしているのですが、掲載に当たっては、1社、1万7,000円の御協力をいただいているということがあると思います。

○質疑（門田委員） 1万7,000円が、どれだけ影響があるのかわかりませんが、今の時代にこのガイドブックを非常に頼りにされる方は随分多いのではないかと思います。これでは寂しいなというのが感想です。

次に、地域産業活性化推進会議のことなのですが、県が主導していたやり方を、平成19年度から市町に主体を移して、市町中心にやろうというふうにシフトされたとお聞きしているのですが、その後、市町でいろいろな地域の商工会議所、商工会あるいは企業、市町、そして県も入って、地域産業活性化推進会議をやってこられたのではないかと思います。

この資料を見ますと、最近になって地域産業活性化推進会議を開催していないところが随分ふえているのです。地域産業活性化推進会議を開いているのは、去年は、23市町の中で5つの市町だけです。それ以外の市町は会議を開いてない。

私が不思議に思ったのは、福山市は地域産業活性化推進会議をやっていたのですが、県が呼ばれていないのか行かないのか、どういう事情か知りませんが、県が参加していません。なぜですか。

○答弁（商工労働総務課長） 委員がおっしゃったとおり、ものづくり広島県イノベーション事業として地域産業活性化推進会議を継続して実施してまいりました。

その中では、産業インフラ、環境問題、産業支援、人づくりの問題などを各企業と行政、あるいは商工会等の団体との意見交換や、ニーズ把握などを実施したことがございます。

会議の方式を変えたのは平成19年度からなのですが、これまでは一律に会議を開いていたものを、平成19年度からは地域の実情に応じて会議を開いたり、あるいはその市の考え方で、企業訪問による意見交換やニーズ把握というような形に変化をさせて、地域の実情に応じて実施して、いずれの場合も県も会議に参加いたしまして、市の実施方法を含め必ずニーズや意見交換の内容は集約しまして、県でできることは県で検討するというよう努めております。

昨年度、福山市が会議を開いておりまして、県は御指摘のとおり出席していません。これはよく理由はわからないのですが、日程上の都合ではないかと思います。ことしも今企画されておりまして、全く出席しないという理由はないと思っております。一方で、ことし4月から県東部の産業支援ということで、東部産業支援室という組織をおきました。内部的なものです。格付を室長級にしまして、より連携して密に情報交換をするスタイルをとっていきたいと思っております。

福山市の会議に欠席したことについては、日程上の都合がつかないかとは思いますが、先ほど言いましたように、連携を密にして今後やっていきたい

と思います。

○意見・質疑（門田委員） 去年1回だけですから、これ以上申しませんが、いずれにしても、ことし福山市はおやりになるでしょう。あと三原市、竹原市、三次市、北広島町とかもおやりになる。私は、県はやはり出て対応していただきたいと思いません。今、商工労働総務課長が、企業訪問という形で、ニーズを把握するとおっしゃったのですが、例えば、この資料を見ますと、県が今後どういう方針で臨むかについて書いてあるのです。地域産業活性化推進会議の開催市町などについては、各市町の主体性を尊重し、依頼があった範囲について協力すると記載されております。

市町が主体というのは出ているのですが、事と次第によっては、広域的な部分、特にマツダ株式会社、あるいはJ F E スチール株式会社のような大企業については、すべて市町主体でいいのかどうか、私は疑問を素直に感じるのです。

それから、これは、去年の資料ですが、例えば平成17年度から平成20年度までに会議をおやりになって参加した企業が197社あるのです。そして、執行部の言葉で、関係希薄企業という表現がしてあるのですが、これはどういう企業かという、会議はあったけれどもその後訪問していない企業のこと、77社あるのです。それは県だけではないのです。恐らく市町も含めてでしょう。それから、県が企業訪問している会社が18社しかないのです。私は、本当に企業訪問にウエートを置いて県がおやりになるのであるなら、県東部で新しい組織もつくられた、そのことも含めてどんどんおやりになるのなら、1人ではなく、2人か3人で行かれるのでしょし、いろいろな段取りをして行かれるのでしょから、本当に話されるためには相当の負荷がかかる。

私は、本来は、関係企業に集まってもらって、どういう形であれ、きちんと会議をおやりになって、原点に返ってもいいのではないかという気がします。市町を含めて、産業の活性化の問題について、みんなのマインドが下がっているのではないかという気がしてならないのです。

一方、先ほど言いましたように、このガイドブックへもそれなりの企業が載せ切れないことにもなる、そういう印象を持つのです。今後の支援について、私はやはりもっと真剣に取り組んでほしいと思います。

そこで1点、私は、これは難しくない話だから提案したいし、変えていただきたいのですけれども、県庁東館の1階に県産品の展示コーナーがあります。いろいろなものが展示されています。マツダ株式会社の車もある、熊野筆の大きなものもかかっている。その他いろいろな県産品があります。私は、さっきあえてJ F E スチール株式会社という名前を出しましたが、別に私企業のJ F E スチール株式会社にどうこういう意味はないけれども、あれだけのウエートを占めている大企業を、県民に見てもらって、世界一の製鉄所があるということ、PRするぐらいのことを、県はおやりになってもいいのではないかと思うのです。それは、大きな鋼板だとか、鉄を展示せよとは言いません。しかし、新幹線レールもつくっています、その一部

でもいいのではないですか。何らかの展示方法はあるし、それにキャプションをつけて説明して、世界一の製鉄所、J F E スチール株式会社福山製鉄所として、展示はしていただいてもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○答弁（経営支援課長） 今、門田委員がおっしゃられましたように、県庁東館は伝統的工芸品、オンリーワンとか、いろいろなものを展示しています。J F E スチール株式会社の場合には鉄でございまして、どういった形で置けるかを私の方で J F E スチール株式会社に直接当たりまして、パネルがいいのか、今言いましたレール等を少し切って置けるものか、お話をお伺いして、展示スペースも工夫しないといけないのかもしれませんが、対応したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○意見（門田委員） 最後に、きのう知事をトップに、広島県の第2回産業・雇用対策本部会議が行われています。この資料を見ますと、平成21年2月に、J F E スチール福山第3高炉中止という記事が載っています。あの製鉄所は、第5高炉まで持っているのです。圧倒的に福山に生産量があり、そこがフルに稼働してもらえるためには、それは企業の都合もあるのですが、県としてもっとコミュニケーションをしっかりとって、福山で生産をふやしてほしい。それにはできるサービスはこういうサービスがある、そういうものは協力する。いろいろ過去を振り返ってみれば要望も出ていないではないですか。そういうものに対して、県は、できませんできませんではなくて、できるできないを言う前にしっかりコミュニケーションをとって、J F E スチール株式会社とダイレクトに連携をとって、大企業の県内における存在感を、きっちり位置づけるべきだと思います。

資料を見ますと、マツダ株式会社も出ていますけれども、大変結構なことです。しかし、J F E スチール株式会社も私はそれに匹敵するものではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○答弁（商工労働総務課長） 御指摘の趣旨を踏まえまして、今後も広く企業、団体の御意見、御要望をよく聞きながら、かつ連携をとって、御指摘のあった東部地域についてはきちんと連携をとりながら、施策の立案・実行に努めてまいりたいと思います。

会議の開催あるいは企業訪問については、市町の方とよく話し合いをしまして、できるだけ会議開催ができるような形で連携をとっていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○質疑（中村副委員長） 先ほど門田委員からもお話しがりましたが、けさの新聞に、県雇用対策本部が立ち上げられて、いわゆる雇用機会の創出の目標を2万人から4万人に引き上げられたということが出ておりました。

先ほど総務管理部長から説明もございましたが、県の経済動向もまだまだという感じがします。そういう中で、私は昨年度来、商工労働局が本当に、さまざまな手を打ってきていただいているという様子がよくわかるわけでございます。

私は、前回の常任委員会で御案内がありました、ミニ企業交流会へ行ってみたわ

けでございます。就業体験プログラムも御案内をいただいておりますが、そこへは行かなかったのですが、ミニ企業交流会を見せていただいたところ、2社の企業が来ていらっしゃいました。その参加者を数えなかったのですが、随分たくさんおられて、皆さん、就職を求めておられる若者でございました。

そういう状況の中で、昨年度から企業説明会を、サンプラザとかいろいろところでやられました。随分成果があったと聞いているのですけれども、この間、例えばミニ企業交流会はどのような状況だったのか把握されていれば、お知らせいただきたいと思います。

○答弁（雇用人材確保課長） ミニ企業交流会につきましては、昨年来、実施しておりますけれども、中村副委員長が行かれたのは多分こちらだと思いますが、今年度に入りまして5月26日にひろしまジョブプラザで開催しております。医療介護1社、それから飲食1社の企業2社がまいりまして、17名の職を求めていらっしゃる若者の方がいらっしゃいました。

それから、第2回は5月29日、福山市「まなびの館ローズコム」で、これも医療介護1社、それから建設1社で実施いたしまして、こちらの方は7名来ております。それで、いずれも39歳以下の若者中心ですが、5名の方から施設の見学をさせていただきということがございまして、実際の就職に至るところまではいっておりませんが、今交渉中なのが1名でございます。今後も、こういう就業機会の提供、マッチングの機会を提供していきたいと考えております。

○意見・質疑（中村副委員長） 雇用創出という部分にかかわりましては、今、ハローワークと一緒にやっていただいているわけでございます。

今回、78億円の雇用機会創出の補正予算が組まれております。これは、国からもらうわけです。実際に使うのは県が使う。ここでは言いにくいかもしれませんが、実際の就職を求めている人は最終的には労働局のハローワークに行くわけです。これを全部、県に仕事をもらうわけにはいかないのか。そういう取り組みを恐らくしておられると思います。これは答弁を求めませんが、私は労働局の心中を察するに、いろいろな事業を組むときに、なかなか組みづらいのではないかと思います。これまでも商工労働局長、県知事を含めて、国へ要望はやっていらっしゃるのですか。

○答弁（商工労働局長） 以前は労働事務官の方が地方事務官という立場で、私も県職員と一緒に同じ県庁東館で仕事をしておりました。それが、地方事務官制度の廃止で国家公務員ということで、都道府県から引き揚げて、国の直轄の機関として各県に労働局ができました。

以前も申し上げたと思いますが、都道府県単位で労働局があるということは、都道府県レベルでハローワークがやっている業務ができるということ、国も認めているのではないかと、そうであれば、都道府県に今のハローワークのような業務は任すべきではなかろうかという議論を何度か重ねまして、分権改革推進プログラムの中でも、職業安定業務を都道府県へ移管すべきであるということをもとめ、国への主

要事業提案でも毎年のように提案しております。

○要望（中村副委員長） 私がなぜこういうことを言うのかというと、これだけの予算が国から来て、連日連夜寝ないで、若者の雇用対策、雇用創出について、さまざまな企画をして、お金の使い方をどうしようかというときに、そういうことがあってはならないではないかということです。私たちも声を大にして言わないといけない部分はあります。

3年間で4万人以上の雇用機会を創出するとの目標に対して、今回、雇用機会創出のお金が78億円かかるわけで、1,200人ぐらいの雇用を創出したいというお金になるわけでございます。緊急雇用対策事業補助金、緊急未就職者訓練事業、緊急技能講習等資格取得事業等々、たくさん事業を組んでおられますが、それらの障害になってはいけないということを、私は声を大にして言いたいわけです。

皆さんのこれまでの努力がスムーズにいくようにしてあげたいというのが願いなのです。

これから、78億円のうちの70億円は基金に積み立てられるわけですから、3年間かけてどういう雇用機会を創出していくのかということについては、本当に大変だろうと思います。頑張ってください、県内の雇用を安定的なものにしていただきたいということでございます。

(5) 閉会 午後0時10分